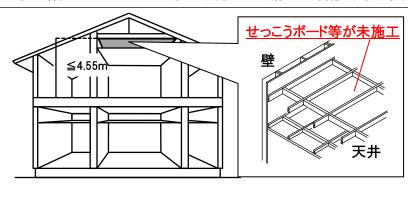
1. 最上階のせっこうボード等を未施工 (該当:倉敷市、佐賀市)

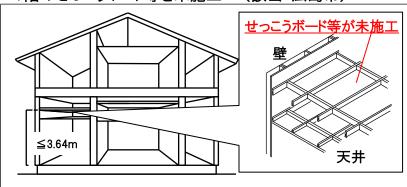


階高が一定以上になる場合に設置 すべきせっこうボード等を未施工



せっこうボード等は構造上の質を高める ために必要な仕様であり、建築基準法 上求められる構造安全性は屋根部分 のみで確保されていることから、構造耐 力に関する建築基準法違反はない

2. 1階のせっこうボード等を未施工 (該当:広島市)

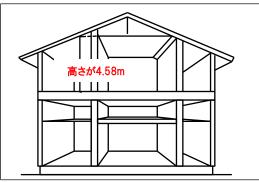


階高が一定以上になる場合に設置 すべきせっこうボード等を未施工



天井面が適切に施工されており、天井 面が壁の大きな変形を抑える効果があ ることから、構造耐力に関する建築基 準法違反はない

3. せっこうボード等は施工されていたものの施工位置が型式適合認定等の仕様よりも高い位置にある (該当:岡山市)



認定上4.55m以内に施工すべきせっこうボード等を、 施工上4.58mの位置に施工(約3cmのずれ)

せっこうボード等は構造上の質を高めるために必要な 仕様であり、建築基準法上求められる構造安全性は 屋根部分のみで確保されていることから、構造耐力に 関する建築基準法違反はない

4. せっこうボード等は施工されていたもののせっこうボード等をとめつける軸材の仕様が型式適合認定 等の仕様と異なっている (該当:北見市)



面材を格子状に組んだ軸 材にとめつけていない



把握できた施工状況を前提に検証した結果、天井面が壁の大きな変形を抑える効果があることから、構造耐力に関する建築基準 法違反はない